

繰り返された大災害

9、28裁判提訴から16年余

—11、9裁判と結んで災害責任を追及—

昭和四十二年九月二十八日、死者七人、CO中毒患者四百二十五人を出した坑内火災による大災害の損害賠償請求訴訟をめぐって、福岡地裁の小長光裁判長から出された和解勧告について原告団の討議がはじめられますが、九・二八災害の概要と提訴に至った経過、公判の経過などを振り返ってみたい。

昭和三十八年十一月九日の三川鉱炭層爆発による大災害の後遺症が生々しく残り、災害の原因究明、遺族と被災者に対する補償問題が進展しない中で「二度とこのような災害は起こしません」という会社の言葉とは逆に、三年九月月経つた四十二年九月二十八日午前五時三十分ごろ、三川鉱三百五十二メートル坑道01材料線付近で自然発火による坑内火災が発生、一酸化炭素ガスおよび炭酸ガスが充満し、坑道に流れためたために、労働者七人(上村孝知、三池労働組員、原沢治、吉田安之、阿部次郎、伊木田政夫、川本祐次、新労働組員、田中茂夫)職組員。(敬称略)

が死亡し、四百二十五人にのぼる。この災害の原因は、当時進められていた第三次石炭政策にもとづいて、石炭産業合理化のもとで、会社が生産優先、保安軽視の姿勢を根本的に改められていなかったことにある。

「自然発火ではない」「不可抗力だ」「被災程度は軽い」と被告会社側は主張するが、断じて災害責任を免れることはできないし、その責任を果たさなければならない。

原告団



「自然発火ではない」「不可抗力だ」「被災程度は軽い」と被告会社側は主張するが、断じて災害責任を免れることはできないし、その責任を果たさなければならない。

四山鉱の歴史の中から

第三回

坑夫三交代制

武松輝男

四山鉱でいつから労働者が働き始めたか、諸説があつてはつきりしない。

三池炭鉱四山鉱が発行した『四山鉱のしおり』によれば、四山鉱第一立坑開き着手は大正七年四月月になっている。

この『しおり』を基準に、いくつかある資料を見ると、四山鉱でいつから労働者が働きはじめたのか、なおわからなくなる。

その資料によると、鉱夫総数三百四十六名、うち男鉱夫百七十六名、女鉱夫百七十名と記録してある。大正十二年三月には採炭夫工数が千五百八十七、二十六日

で、坑内で働いているすべてを坑夫という現在と、その趣きを異にして注意を要する。なぜ三交代にしたのか、万田鉱での実験の結果を次のように記録している。少し長いが全文を記す。

「以上ノ結果ニ依レバ三交代ハ就業時間短縮ノ為メ一人当出炭額ヲ減ジテ一ト出炭増シハ二交代当セトモ採炭夫出炭歩合ハ二交代當時二比シ著シク好果ヲ現ワセリ。出炭歩合ノ増進ハ坑夫募集費其他計数以外多大ノ利益アレバ現象掛費ノ増加ハ相償フヲ得ルナラン。特ニ三交代ノ制ハ二交代ノ制ニ比シレバ全切羽数多シク坑夫ラ就役セシメ得ルニ依リ一人当出炭ハ不良トスルモ総出炭高ニ於テハ増加スルコト必然ナレバ直接採炭費ニ於テ多少ノ増加ヲ来スモ全体ノ経済上ヨリ打算セバ其得ル所ノ利益尠ナラザルベシ。擲取、馬

柳田秀吉さんの手記から

私はこの日、つらい眼の三番方て水平坑道の人車線に出た時、一瞬間をうたがった。坑道が消えていた。夢を見ていたのではない。そのような感じがした。黒煙が坑内銀座と呼ばれる坑道一杯に立ちこめ、話へ話へと流れているではないか。爆風のない所を見ると、坑内火災だと感じた。

この時私は、腰の時計を思わず見ていた。時計の針は、五時四十六分を指していた。数分前軽い気持ちでいた私は、一瞬にして奈落の底へ突き落とされた感じがした。(当時の記録からの抜粋)

岩盤二十六部の斜坑を昇りつめて、三交代ノ実績ナレトモ三交代ハ水災ノ為メ突如実施シタルモノニシテ総ノ設備不完全ノミナラズ水災防備工事ノ為メ人間ノ昇降物資ノ降下等頻繁ニシテ堅坑運搬ハ勿論重要本線ノ運搬機関ヲ妨ケラレシト甚大ニシテ運搬ノ不良ハ採炭夫ノ働力ヲ減殺セシメ主因ナレバ僅々三月ノ成績ニ依リ三交代制ノ得否ヲ断スルハ酷ナランカト認メラル。

以上ノ成績ニ依レバ其出炭歩合ハ前三ヶ月二比シ著シク増進シタレバ一人当出炭減少セシモ総出炭ニ於テ充分償得タルモノト認ム。四山鉱はこの結果に基づいて換業をはじめた。

三交代というのは、殆ど一週間陽の目を見ない不健康な、労働時間の長さというものを是正する、そういう目的でないことは一目瞭然である。

88春闘への視点

②

新型間接税許さず 真の税制改革を

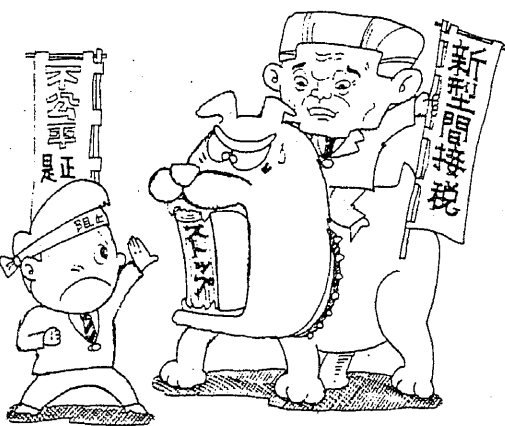
竹下政権の新型間接 税導入は公約違反

竹下内閣は、新型の間接税を中心とする税制改革案を打ちだし、おそくとも今年秋までに一般会計からの福祉関連支出に、さらに上乗せするつもりでした。自民党は昨年七月の衆・参両院選挙の公約で、大型間接税を導入しないと誓っていました。この竹下内閣が狙っている新型間接税は、まさに中曾根内閣が提案した売上税と基本

されてしまうという問題があります。自民党のなかには、新型間接税を福祉の財源にするという意見もあります。しかし、現在の一般会計からの福祉関連支出に、さらに上乗せするつもりというのはありません。結局、防衛費などの増大に利用されてしまっています。

不公平税制の是正を

この間、株や土地などの大きな資産を持つものとの格差が大きいものがある。いざの格差が大きい。日本は所得税は、戦後の税制改革のときから所得税でありますが、保守政権によって株などの資本利得(キャピタル・



的には同じです。しかし、前回ゲインは原則的には非課税に、前回は売上税のときには対象外であった年商一億円以下の中小企業についても、対象としていま「全部ひっくるめて」目立ってきました。

労働所得は百パーセントもれなく税務署に捕まえられるのに比べて、法人企業や事業所得者は見逃されている傾向があります。こうした不公平税制の是正を財源にして、課税最低限の引上げなど所得税や住民税の減税を行なうべきです。